三　福島復興再生特別措置法第八十五条の二第十四項に規定する認定事業者に該当する個人	同法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「新産業創出等促進計画」という。）の同法第八十四条第四項の規定による提出のあった日から令和三年三月三十一日までの期間内に当該期間（当該提出新産業創出等促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この号において「新産業創出等促進区域」という。）の変更があった場合におけるその変更に係る区域については、政令で定める期間）	当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域	同条第一項に規定する新産業創出等推進事業	機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの

第十条の二第二項中「特定機械装置等」を「減価償却資産」に、「避難解除等区域復興再生推進事業」を「事業」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該各号の第三欄に掲げる区域内において当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供する当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該各号の第四欄に掲げる事業の用に供した場合において、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該事業の用に供した当該減価償却資産の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の二第六項中「個人」を「同項の表の各号の第一欄に掲げる個人」に、「特定機械装置等」を「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第九項中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改める。

第十条の二の二第一項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」及び「当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては」を削り、「をいい、当該特定機械装置等が建物」を「（建物」に、「構築物である場合にあっては当該特定機械装置等」を「構築物である場合にあっては、これら」に、「をいう」を「）をいう」に改め、同条第三項中「（当該いずれか遅い日が平成二十六年四月一日前である場合には、五年）」を削る。

第十条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第一項中「の日から令和三年三月三十一日まで」を「の日から令和六年三月三十一日まで」に、「（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法」を「の認定（同法」に、「第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下この項において「復興産業集積区域」という。）」を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（以下この項において「産業集積事業所」という。）」を削り、「者をいう。以下この項及び」を「者をいう。」に改め、「（平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該指定を受けた個人が当該指定をした認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した当該認定を受けた復興推進計画に定められた復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額にあっては、百分の七）」を削り、同条第五項中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

第十条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の表の各号の第一欄に掲げる個人が、当該各号の第二欄に掲げる期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の当該期間内において、当該各号の第三欄に掲げる雇用者に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該個人が非居住者である場合の同法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には当該金額を控除した金額とし、当該給与等の額（同表の第三号の第三欄に掲げる雇用者に対して支給するものに限る。）のうち租税特別措置法第十条の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となった金額がある場合には当該金額を控除した金額とする。）に税額控除割合（当該各号の第四欄に掲げる割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

個人	期間	雇用者	割合
一　福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この号において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人の当該提出企業立地促進計画に定められた同法第二十八条第一項に規定する認定事業者（同号において「認定事業者」という。）について、その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人の当該提出企業立地促進計画に定められた同法第二十八条第一項に規定する認定事業者について、その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）	当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。）に所在する同法第十八条第一項に規定する認定事業者（同号において「認定事業者」という。）の当該提出企業立地促進計画に定められた同法第四条第四項第一号イに規定する同法第四条第一項に規定する避難解除等区域（同号において「避難解除等区域」という。）内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号において「避難対象区域」という。）内に居住していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。第三号において同じ。）	百分の二十